

規 則

埼玉県県民健康福祉村管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年三月二十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県規則第二十二号

埼玉県県民健康福祉村管理規則の一部を改正する規則

埼玉県県民健康福祉村管理規則（昭和六十二年埼玉県規則第四十六号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「指定管理者」の下に「。第三項において同じ。」を加え、同条第三項中「屋内運動施設の利用の許可にあつては様式第一号の利用券、利用回数券又は利用定期券を、テニスコート、ソフトボール場又は多目的運動場の利用の許可にあつては様式第二号の利用券」を「知事の定める様式の利用券、利用回数券又は利用定期券」に改める。

第四条中「様式第三号」を「様式第一号」に改める。

第五条中「様式第四号」を「様式第二号」に改める。

第七条中「様式第五号」を「様式第三号」に改める。

様式第一号（一）から様式第二号までを削り、様式第二号中「あと先」を「宛先」に改め、同様式を様式第一号とする。

様式第四号中「あと先」を「宛先」に改め、同様式を様式第二号とする。

様式第五号中「あと先」を「宛先」に改め、同様式を様式第三号とする。

附 則

- 1 この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の第二条第三項の規定により交付されている屋内運動施設の利用に係る利用回数券又は利用定期券（以下この項において「旧利用定期券」という。）は、それぞれ改正後の同項の規定により交付された利用回数券又は利用定期券とみなす。この場合において、当該交付されたものとみなされる利用定期券の有効期限は、旧利用定期券の有効期限と同一とする。